

輪島市監査公表第 25 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 29 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月21日（水） 防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○毎年防災総合訓練が行われているが、訓練終了後、日を改めて、各関係機関や地元住民との意見交換会を開き、問題点の確認、意見の集約等を行い、情報データを集積していく事で、防災力の向上がなされていくのではと思われる。今後の取り組みの中で、前向きに検討していただきたい。

また、避難所等にLED避難誘導灯の設置を今年度より2カ年計画で、県費補助を利用して行うなど、早急な災害対応施策の強化に、今後も取り組んで行ってもらいたい。

○地区の消防団員の活動によって、早急な災害対応がなされ、地元住民は心強く日々の生活を送っている。団員の報償費等の待遇改善は、昨年10月より見直しされているが、その業務内容を鑑みるに、今後も待遇改善等に前向きに思慮されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。